

○金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年 ^{総理府} _{大蔵省} 令第三十一号） 別紙様式第4号

改正案	現行
<p>別紙様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知 書</p> <p>年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記の理由により拒否したので通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由 （金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第6条第1項第 号該当）</p>	<p>別紙様式第4号（第8条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 文 書 番 号 年 月 日</p> <p>（商号又は名称） （代表者の氏名） 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 拒 否 通 知 書</p> <p>年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記の理由により拒否したので通知します。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由 （金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第6条第1項第 号該当）</p>